

# お薬の処方に関する揭示事項

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養として、患者さんの自己負担となりました。(令和8年4月からは後発品最高価格帯の差額の2分の1の金額)

選定療養は保険給付ではないため、公費も適用とはなりません。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上の品目です。対象リストは厚生労働省ホームページをご参照ください。

※選定療養とは

保険診療と保険外療養を合わせて行うことができるようにした制度の一つです